

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県市川市東浜一丁目2番地4

氏名 株式会社 ハイパーサイクルシステムズ

代表取締役 中嶋 博樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和6年1月9日

許可の有効年月日 令和10年11月12日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 破碎施設による中間処理
- イ 圧縮施設による中間処理
- ウ 洗浄施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 破碎に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類 以上1品目
- イ 圧縮に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、
 - (ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3品目
- ウ 洗浄に係るもの
 - (ア) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市緑区大野台一丁目2番1、2番2

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年11月13日 新規許可

令和6年1月9日 更新許可

令和6年5月27日 変更届出（破碎施設の更新）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地施設の 種類及び設置年月日	処理能力	数量	所 在 地
破砕施設 (廃プラスチック類) (令和 6 年 5 月 2 4 日)	12.0 t / 日	1	千葉市緑区大野台一丁目2番1、2番2
圧縮施設 (廃プラスチック類) (平成23年 1 月 1 2 日)	10.8 t / 日	1	
洗浄施設 (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成24年 5 月 1 5 日)	43.2 t / 日	2	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 147.4m ² 保管容量 360.8m ³ 保管高さ ————— 保管上限 360.8m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 29.5m ² 保管容量 98.4m ³ 保管高さ ————— 保管上限 98.4m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 8.4m ² 保管容量 13.2m ³ 保管高さ ————— 保管上限 13.2m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 22.7m ² 保管容量 23.76m ³ 保管高さ ————— 保管上限 23.76m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 17m ² 保管容量 49.2m ³ 保管高さ ————— 保管上限 49.2m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 4.1m ² 保管容量 8.2m ³ 保管高さ ————— 保管上限 8.2m ³	94	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 19.8m ² 保管容量 49.2m ³ 保管高さ ————— 保管上限 49.2m ³	2	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず)	保管面積 20.1m ² 保管容量 49.2m ³ 保管高さ ————— 保管上限 49.2m ³	2	

廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積	19.9m ²	1
	保管容量	49.2m ³	
	保管高さ	—	
	保管上限	49.2m ³	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積	19.5m ²	1
	保管容量	32.8m ³	
	保管高さ	—	
	保管上限	32.8m ³	